

平成16年第2回臨時市議会は4月19日開会され、議案2件を審議して同日閉会いたしましたので、その内容についてお知らせいたします。

## (可決された条例)

### ◆紋別市条例の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、市税条例が一部改正されました。

## 【改正の主な内容】

- 1 個人住民税の均等割の見直し及び所得割と均等割の非課税限度額が引き下げられたこと。
- 2 土地等譲渡課税、金融・証券税制が軽減されたこと。
- 3 固定資産税の家屋附帯設備に係る課税規定が制定されたこと。

### ◆紋別市証明等手数料条例の一部改正

船員法関係手数料令の一部改正に伴い、市で規定する船員手帳の交付または書換えに係る手数料が改定されました。

問合せ先 議会事務局  
☎④2111 内線316番

## 新規開業事業展開をお考えの事業主の皆様へ

# 一村一雇用おこし支援事業の案内

◆事業費の2分の1を助成します!

◆1人雇うと30万円助成します!

### 支給を受けることができる事業者

- 雇用保険法の適用事業を行う、次のいずれかに該当する法人・個人等  
①中小企業者 ②中小企業団体 ③NPO法人 ④その他地域づくりに資する団体  
※ただし、直近の6ヵ月間、従業員を事業主の都合により解雇していないこと
- 市町村から推薦と支援を受けて、地域づくりに資する次の事業を行うこと。  
新規開業・新規事業展開等により取り組む、市町村の基本構想又は独自に策定・公表している地域づくり計画等の推進に寄与する事業
- 常用の従業員を新たに2人以上雇い入れること。  
常用の従業員とは、雇用保険の一般被保険者又は短時間被保険者となる従業員です。  
一般被保険者：1週間の所定労働時間30時間以上  
短時間被保険者：1週間の所定労働時間30時間未満20時間以上

### 助成額

- ◆事業費の助成  
事業を実施するために必要となる、設備投資資金、運転資金、試験研究費、開発費を助成します。  
助成率：事業費の2分の1以内（限度額 250万円）
- ◆雇い入れ（賃金）の助成  
事業を実施するために新たに雇い入れた常用の従業員の賃金を助成します（人数制限なし）  
一般被保険者：30万円/人 短時間被保険者：10万円/人

### 応募のしかた

- ◆事業計画書の作成・提出  
新規開業・新規事業展開等により、新たな雇用を創出する事業が対象です。すでに新規開業等に取り組んでいる事業者も、雇用の時期により対象となる場合がありますので、お問合せください。対象となる事業を行う場合は、事前に市役所労政係へ相談の上、事業計画書を6月11日までに提出してください。
- ◆支給申請  
認定を受けた事業計画を実施するために、新たに雇い入れた常用の従業員を3ヵ月以上継続雇用した日以降に、事業費及び賃金の支給を申請することができます。

問い合わせ先  
商工労働観光課労政係 ☎④2111（内線242）番まで

